

青少年インターネット環境整備法のMVNOに対する適用について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）の第17条（フィルタリングサービス提供義務）では、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、契約の相手方又は携帯電話端末等（※1）の利用者が青少年である場合には、保護者の申出がない限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供する義務が課せられています。これについて、条文上、MNOとMVNOが区別されているものではなく、MVNOについても、音声付のSIMカードなど携帯電話端末等からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（一部を除く）（※2）を青少年が契約し又は使用する場合は、通常、適用されると考えられます。

※1：携帯電話端末又はPHS端末。スマートフォンを含む。

※2：法人その他団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるサービスや、パソコン等でも利用できる公衆無線LANサービスなどは除外
また、それ以外の電気通信役務であっても、インターネットへの接続を可能とするものであれば、その提供を受ける利用者から求められたときは、青少年有害フィルタリングソフトウェア又は青少年有害フィルタリングサービスを提供する必要があります。

（第18条。契約者数5万以下の場合は除外）

なお、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン（平成29年1月改訂版）においても、フィルタリングサービスについての記載があります（p.19第2章第2節（5）⑥）

参考条文

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
（平成二十年六月十八日法律第七十九号）

（定義）

第二条

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令
(平成二十年十二月十日政令第三百七十八号)

(携帯電話インターネット接続役務)

第一条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(以下「法」という。) 第二条第七項の政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報を、専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ(インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)をいう。第三条において同じ。)を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)とする。ただし、法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令
(青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)

第二条 法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

参考 URL

内閣府：青少年インターネット利用環境整備関係法令 (<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/>)

テレコムサービス協会：MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針
(http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new)

総務省：電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000462656.pdf)

総務省：電気通信消費者情報コーナー
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html)

問合せ先（担当）：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2号館

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課 法令担当

電話：03-5253-5488